

東かがわ市建築物耐震改修促進計画

平成22年3月策定

令和4年3月改正

東 か が わ 市

— 目次 —

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景	1
2 策定の目的	2
3 策定の位置付け	2
4 計画の期間	2
5 本計画とSDGs	3
6 対象区域・対象建築物	3
7 想定される地震の規模，想定される被害の状況	3

第2章 建築物の耐震化の現状及び目標

1 耐震化の現状	6
2 耐震化の基本方針と目標	9

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 今後の取組みの方向性	10
2 役割分担	10
3 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組み方針	14
4 耐震診断及び耐震改修の啓発並びに知識の普及	14
5 地震時の建築物の安全対策に関する事項	15
6 地震発生時に通行を確保すべき道路	16

第4章 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策

1 助成制度	17
2 融資制度・税制度	17

第5章 市有施設の耐震化に関する事項

1 耐震化を図る建築物	19
2 耐震化に努める建築物	19

資料編

1 関係法令	
（1）建築物の耐震改修の促進に関する法律	20
（2）建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令	26
2 国土交通大臣による基本方針	31
3 香川県建築物耐震化推進プランの概要	41
4 緊急輸送道路	41
5 令和4年度東かがわ市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム	43

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災は、6,434人の尊い犠牲者と約24万棟に及び住宅・建築物の全半壊等、甚大な被害をもたらしました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらに、この約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等を原因とする犠牲者でした。

このため国は、平成7年に建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）を制定しました。さらに、平成17年の中央防災会議や地震防災推進協議会において、10年間で地震による死傷者等を半減させることを目的とする地震防災戦略が決定されました。そのために、住宅及び特定既存耐震不適格建築物※1（耐震改修促進法第14条各号に規定する建築物）の現状の耐震化率を平成27年度までに90%に引き上げるという目標が掲げられ、これにあわせて耐震改修促進法が改正されました。

耐震改修促進法の改正で国が示した基本方針に基づき、香川県では平成18年度に「香川県建築物耐震化プラン」を策定しています。本市においても平成21年度に「東かがわ市建築物耐震改修促進計画」を策定し、耐震改修の促進に取り組んでいます。

策定した計画に基づいた各種施策に全国的に取り組む中、平成23年3月に東日本大震災が発生しました。一度の災害としては、戦後最大の人命が失われるなど、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、甚大な被害がもたらされました。

その後、平成27年度中に目標を達成できなかったことを受け、平成28年3月に国の基本方針が改正されました。その翌月に発生した熊本地震では、震度7を観測した揺れが連続で発生し、住家の全半壊の被害は約4万3千棟にのぼるなど大きな被害を受けました。活断層が多く存在する日本では、大規模な地震がいつどこで発生してもおかしくないとの認識が、さらに高まりました。

その後も、同年10月の鳥取県中部地震、平成30年6月の大阪府北部地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震などの大規模地震が発生し、旧耐震基準により建築された住宅やブロック塀の耐震対策の必要性が再認識されたところです。

そして平成30年には、今後30年間の南海トラフを震源とする大規模な地震の発生確率が、「70%程度」から「70～80%」に引き上げられました。

この地震が発生した場合、本市では最大震度7の揺れも想定されます。さらに、令和2年からは、新型コロナウイルスを始めとする感染症拡大防止のための備えも必要となりました。避難所に密集することを避ける新たな避難行動（在宅避難や分散避難）を実現するためにも、住宅・建築物の耐震化を促進する施策の強化は重要性を増しています。

このような状況の中、令和3年度において、香川県は、国の基本方針の改正内容を踏まえた、「香川県耐震改修促進計画（第三次計画）」を策定しました。本市もまた、同計画に基づき、東かがわ市地域防災計画との整合を図りつつ、平成22年に策定した「東かがわ市建築物耐震改修促進計画」を更新します。

※1 学校、体育館、病院、老人ホームその他多数の者が利用する建物で一定規模以上のものや火薬類等の危険物で一定数量以上のものの貯蔵場所などで、既存耐震不適格建築物であるもの。

平成 7年 阪神淡路大震災発生を機に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が制定される。

平成18年 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正される。

- 改正概要
- ・ 国土交通大臣による基本方針の策定及び地方公共団体による耐震改修促進計画の策定
 - ・ 所管行政庁による耐震改修等の指導等の対象に、多数の者の円滑な避難に支障となるおそれがある建築物の追加
 - ・ 所管行政庁による耐震改修等の指示等の対象に幼稚園、小中学校、老人ホーム等の追加及び規模要件の引き下げ

平成19年3月 香川県が「香川県建築物耐震化推進プラン（香川県耐震改修促進計画）」を策定

平成25年5月 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正される。

- 改正概要
- ・ 建築物の耐震化の促進のための規制強化
 - ・ 建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

平成28年12月 香川県が「香川県耐震改修促進計画（第二次計画）」を策定

平成31年2月 「耐震対策緊急促進事業制度要綱」等の一部が改正される

- 改正概要
- ・ ブロック塀等に係る地域の安全確保モデル事業を追加

令和2年3月 次期計画策定までの計画期間の延長とそれに伴う計画の一部見直し

- 改正概要
- ・ 住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの位置付け
 - ・ ブロック塀等の安全確保に関する事業の対象路線の指定

令和3年10月 香川県が「香川県耐震改修促進計画（第三次計画）」を策定

2 計画策定の目的

本計画は、耐震改修促進法第6条に基づき、本市における住宅・建築物の耐震化を促進し、地震時の建物の倒壊等によって発生する人的被害及び経済的被害を軽減することを目的とします。

3 計画策定の位置付け

本計画は、国の基本方針（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針）及び香川県が策定した「香川県建築物耐震化推進プラン（香川県耐震改修促進計画（第三次計画）」（以下「県計画」という。）を踏まえ、本市の「東かがわ市地域防災計画」に沿って作成します。

4 計画の期間

この計画の期間は、国の基本方針及び第三次県計画にあわせて令和7年度までとします。
なお、計画期間内における国の方針や社会・経済情勢等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

5 本計画とSDGs

SDGs（Sustainable Development Goals）は、国際社会全体の開発目標です。平成27年9月に、令和12年までに達成すべきであると国連サミットにおいて採択されました。貧困の解消やジェンダー平等の実現など、17のゴールと169のターゲットで構成されています。「誰一人取り残さない」ことを理念に、経済、社会及び環境を不可分のものとして調和させ、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざすものです。

本計画は、大規模な地震による住宅・建築物の倒壊等から人的、経済的被害の軽減を図ることを目的としています。これは、SDGsの「11住み続けられるまちづくりを」の理念と方向性が同じです。本計画を推進することにより、SDGsの達成にもつなげていきます。

6 対象区域・対象建築物

本計画の対象区域は、東かがわ市内全域とします。また、対象建築物は、新耐震基準以前に建てられた建築物とします。

新耐震基準とは、昭和56年6月1日に、地震に対する建築物の耐震性の基準を定めた建築基準法が改正され、このときに定めた改定建築基準法をさします。

7 想定される地震の規模、想定される被害の状況

将来、本市において被害が予想される地震として、

- ① 南海トラフを震源域とする地震
- ② 中央構造線を震源域とする地震
- ③ 長尾断層を震源域とする地震

が想定されています。

このうち、本計画で想定する地震は①（L2もしくは最大クラス）としています。また、平成25年3月及び8月の香川県地震・津波被害想定の詳細は次のとおりです。

表1 南海トラフ※1を震源域とする海溝型地震による被害想定（最大クラス ※2）
（平成25年3月31日、8月28日県公表による）

項目域		被害想定結果	
条件	震源	南海トラフ	
	モーメントマグニチュード※3	9.0	
震度の予測	震度分布	6弱～7	
	液状化分布	危険度区分 ※4毎の比率 A:15.2% B:4.9% C:2.0% D:77.9%	
	津波	高さ 2.5m～3.0m (満潮位・地殻変動考慮)	
建物被害(全壊)	揺れによる被害	3,300棟	
	液状化による被害	130棟	
	津波による被害	40棟	
	急斜面崩壊による被害	10棟	
	地震火災による被害(冬18時 ※5)	1,000棟	
	合計(冬18時 ※5)	4,500棟	
人的被害	死者(冬深夜 ※5)	620人(うち建築物倒壊及び火災による被害による死者230人)	
	負傷者(冬の夕方)	2,000人(うち建物倒壊及び火災による被害による死者1,210人)	
	避難者	避難所	7,100人
		避難所外	4,700人

※1 南海トラフ

プレートが沈み込み海底が溝状に深くなっている場所を「海溝」と呼びます。そのうち比較的なだらかな地形のものを「トラフ」と呼んでいます。南海トラフは、四国の南側に位置するユーラシアプレートにフィリピン海プレートが沈み込む水深が約4,000mもある巨大な溝です。

※2 最大クラス

最大クラスは、千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生し、甚大な被害をもたらす地震・津波です。

※3 モーメントマグニチュード

地震は地下の岩盤がずれて起こるものです。この岩盤のずれの規模をもとにして計算したマグニチュード（地震のエネルギー）をモーメントマグニチュードといいます。

いわゆるマグニチュードは、日本では、気象庁マグニチュードを指し、地震計で観測される波の震幅から計算した地震のエネルギーであり、規模の大きな地震になると、岩盤のずれの規模を正確に表せません。これに対して、モーメントマグニチュードは、巨大地震の規模を物理的に評価するのに適しており、国際的に使われています。

※4 液状化危険度区分

危険度A：液状化危険度はかなり高い 危険度B：液状化危険度は高い

危険度C：液状化危険度は低い 危険度D：液状化危険度はかなり低い

※5 被害の算定にあたっての条件

本被害想定の結果は、最大の被害となる時間帯の合計を表しています。

第2章 建築物の耐震化の現状及び目標

1 耐震化の現状

(1) 住宅における耐震化の現状

平成30年の住宅・土地統計調査によると、本市調査対象区域の住宅は12,370戸です。そのうち、昭和55年以前に建てられた住宅で、耐震性がある住宅は、国土交通省から提供された方法で推定すると、2,560戸になります。よって、昭和56年以降に建てられた耐震性のある住宅との合計は9,499戸で、全戸数の76,79%となっています。

(※住宅・土地統計調査は市内全戸を調査した統計調査ではないですが、市内全域の耐震化率を推測する上では有効な数値と推測されています)

住宅の耐震化の現状（戸数）

区分	昭和56年以降①	昭和55年以前②	②の内耐震性有③	総数①+②=④	耐震性有①+③=⑤	現状の耐震化率(%)⑤/④
住宅	6,939	5,431	2,560	12,370	9,499	76,79

(出典：平成30年住宅・土地統計調査)

(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

耐震改修促進法施行令第6条第1項及び第2項に掲げる建築物（多数の者が利用する建築物）については、地震時の被害が甚大になる恐れがあるため、重点的に耐震化する必要があります。対象となる規模、用途のものを次に示します。

表2-2 多数の者が利用する建築物

用途		規模
災害対策本部等の災害応急対策指揮・実行、情報伝達施設等 (国、県、市町の防災拠点となる庁舎、警察署、消防本部等)		階数3以上 及び1,000㎡以上
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上 及び1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校（幼稚園は除く）	階数3以上 及び1,000㎡以上
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上 及び1,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園		階数2以上 及び500㎡以上
病院、診療所		階数3以上 及び1,000㎡以上

公営住宅等	階数3以上 及び1,000㎡以上
ホテル、旅館	階数3以上 及び1,000㎡以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、卸売市場、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
劇場、観覧場、映画館、公会堂、展示場、博物館、美術館、図書館	
飲食店、料理店、公衆浴場、遊技場その他これらに類するもの	
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	

上記の区分に基づき、市有建築物以外の本市にある多数の者が利用する建築物は下表のとおりです。耐震化の状況については、関係機関と連携し、調査を進めるとともに耐震化促進の啓発を行うものとしします。

表2-3 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（棟数）

区分	昭和57年以降①	昭和56年以前②	②の内耐震性有③	総数①+②=④	耐震性有①+③=⑤	現状の耐震化率(%)⑤/④
災害対策本部等、情報伝達施設等	1	2	2	3	3	100
学校（高等学校等）	2	0	0	2	2	100
体育館（一般公共の用に供されるもの）	1	0	0	1	1	100
老人ホーム、老人福祉センターその他これらに類するもの	10	1	1	11	11	100
幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園	1	0	0	1	1	100
病院・診療所	3	0	0	3	3	100
ホテル・旅館	1	0	0	1	1	100
百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗、銀行等	0	3	1	3	1	33.33
合計	19	6	4	25	23	92.00

（出典：令和2年11月30日：香川県）

(3) 市有建築物の耐震化の現状

市が所有している建築物のうち、東かがわ市地域防災計画で防災上重要建築物として指定された建築物の耐震状況は下表のとおりです。

なお、防災上重要建築物に指定されている市有施設の種類は、次のとおりです。

- ① 防災拠点施設：市役所、支所、消防団屯所、消防署
- ② 救護施設：保健センター
- ③ 避難収容施設：学校、公民館、その他主要施設

表2-4 防災上重要な市有建築物の耐震化の現状（棟数）

区分	昭和57年以降①	昭和56年以前②	②の内耐震性有③	総数①+②=④	耐震性有①+③=⑤	現状の耐震化率(%)⑤/④
防災拠点施設(庁舎)	3	0	0	3	3	100.00
消防屯所	14	4	1	18	15	83.33
保健センター	0	1	1	1	1	100.00
学校・幼稚園校舎	25	2	2	27	27	100.00
学校屋内体育館	5	0	0	5	5	100.00
市民が集まる施設(公民館・コミュニティセンターなど)	89	16	8	105	97	92.24
市営住宅等(表2-2に該当する市営住宅)	3	0	0	3	3	100.00
合計	139	23	12	162	151	93.21

(出典：公共施設の耐震改修状況調(令和3年4月)東かがわ市)

2 耐震化の基本方針と目標

(1) 基本方針

住宅・建築物等の耐震化を促進するためには、まず建築物の所有者・管理者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題と意識して取り組むことが不可欠です。

市は、こうした所有者等の取り組みを支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や施策を行い、市民の自主的、主体的な取り組みを促進します。

(2) 緊急輸送道路沿いの建築物

香川県地域防災計画で位置付けられた緊急輸送路のうち、市内の道路（以下「緊急輸送道路」という。）沿いにある民間建築物等の耐震化を積極的に促進します。

※ 緊急輸送道路とは、地震発生時の人命救助及び災害応急対策を実施するための要員並びに生活物資、復旧資機材等の輸送を円滑かつ確実に実施するための道路です。

・緊急輸送道路

- ① 第1次輸送確保路線・・・広域的な輸送に必要な主要幹線道路
- ② 第2次輸送確保路線・・・市役所等の主要な防災拠点と接続する幹線道路
- ③ 第3次輸送確保路線・・・第1次・第2次輸送確保路線を補完する道路

(3) 耐震化率の目標

一般住宅の耐震化率の現状は、76%程度と推測されます。これは前回計画から約23ポイントの増となります。未だ耐震性を確保できていない約2,800戸の住宅に対し、引き続き強く耐震化を促進するため、令和7年度までに県計画による目標耐震化率91%以上の達成を目指します。

多数の者が利用する建築物の耐震化率は、92%程度となっています。現在県と市で把握している旧耐震建築物は残すところ2戸であることから、令和7年度までに耐震化率100%の達成を目標とした啓発を行い、強く耐震化を促進します。

防災上重要建築物に指定されている市有建築物については、本市国土強靱化計画で設定した目標を基に、令和7年度までに耐震化率100%を達成することを目指します。

表2-5 耐震化率の現状と目標

区分	耐震化率	
	現状	目標（令和7年度）
住宅	76.79%	91%
多数の者が利用する建築物	92.00%	100%
防災上重要な市有建築物	93.21%	100%

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 今後の取組みの方向性

住宅・建築物の耐震化をより一層推進するためには、【普及啓発】【財政的支援】【相談・実施体制の整備】を連動させながら、取り組んでいくことが重要です。

また、大規模地震に備えるためには、住宅の所有者本人だけでなく、家族や近隣、学校、企業、また高齢者を日常的に支える専門家など、より多くの方に「住まいの耐震化」を地域全体の課題として捉え、減災・防災対策の柱として、様々な場面で考えてもらうよう、関係者とも連携した普及啓発に取り組むことが必要であり、同時に地域の実情に応じたきめ細かな取組みを進めることとします。

2 役割分担

建物の所有者が自らの責任においてその安全性を確保することが、建物の防災対策上重要であり、また、大規模地震によって生じる甚大な被害の軽減対策として有効であるという基本的な認識に基づき、香川県、東かがわ市、建築関係団体および建築物の所有者は、以下の役割に応じて相互に連携を図りながら、住宅・建築物の耐震化を推進するものとします。

(1) 県の役割

県は、市や建築関係団体などと連携し、広域自治体として県全体の視点から各種施策に取り組むほか、市が実施する耐震化の取組みに対して支援をします。

①香川県耐震改修促進計画の策定

- ◇県の実情に応じた住宅・建築物の耐震化を促進するための県計画の策定
- ◇施策等の進捗状況の検証及び分析結果の公表並びに必要な応じた見直しや更新
- ◇市町の耐震改修促進計画の策定及び適切な更新等の促進
- ◇特定既存耐震不適格建築物の所有者等に行う指導・助言・公表等の実施
- ◇「香川県市町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」※1（以下「アクションプログラム」）のPDCA監理・とりまとめ調整

※1：補助事業を実施する市町が住宅の耐震化を緊急的に促進するための計画

②耐震診断、耐震改修の促進

- ◇県有施設の耐震診断、耐震改修の実施
- ◇県有施設以外の公共施設の耐震診断、耐震改修の促進
- ◇民間建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ◇民間住宅の耐震診断・改修等への間接補助（耐震性がない住宅の簡易な耐震改修費用や耐震ベッド及び耐震シェルターの設置費用に対する間接補助も含む。）
- ◇緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・改修等への間接補助
- ◇コンクリートブロック塀などの倒壊防止対策の指導
- ◇窓ガラス、外装材、内装材、広告塔等（以下「窓ガラス等」という。）落下のおそれのあるものの落下防止対策の指導

◇大規模空間に架かる天井（人が日常立ち入る場所に設置されている吊り天井で、高さが6mを超える天井の部分で、水平投影面積が200m²を超えるもの、かつ、構成部材等の単位面積質量が2kg/m²を超えるもの。以下「特定天井」という。）の脱落防止対策

◇建築設備の耐震対策の指導

◇家具の転倒防止対策の啓発

◇法に基づく建築物の耐震改修の計画の認定

◇法に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定

◇法に基づく区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

◇法に基づく特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する指導等

◇建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条に基づく勧告等

③普及、啓発等

◇相談窓口の設置及び運営

◇市町に対する相談窓口の設置、運営に関する指導

◇耐震化に関するパンフレット等の作成及び配布

◇耐震化に関する情報の提供

◇住宅の耐震化や家具の転倒防止、備蓄、非常用持出品の準備など防災意識の向上を図る県民向けの講習会の開催

④市町及び建築関係団体との連携による普及啓発

◇耐震診断・耐震改修を担う人材育成や技術力向上を図るため、耐震診断・耐震改修の講習会の開催や耐震改修の工法の普及

◇「低コスト工法」※2の普及啓発

◇市町との連携体制の構築による耐震診断・耐震改修の情報提供及び知識の普及・啓発

◇市町への技術的支援のための、県に耐震化相談窓口を設置

◇市町が行う施策への協力や市町間での情報共有

◇建築関係団体が行う施策への協力

◇耐震診断・耐震改修を実施可能な事業者の名簿の作成及び縦覧

※2：低コスト工法とは、愛知建築地震災害軽減システム研究協議会が巨大地震時の災害軽減に向けた主要な取組みとして評価を行う木造住宅に対する安価な耐震改修工法や低コスト耐震補強推奨ルートを採用による設計のことを指しています。また、「低コスト工法」の実績を客観化する際には、耐震改修工法は、「木造住宅低コスト 耐震補強の手引き」において、評価番号がA-***であり、かつ実験実施機関が名古屋工業大学である工法を指すこととし、補強設計は、同手引きで示される「詳細法」あるいは精密診断法を用いた方法としています。

県では平成30年度より、安価で短期間に耐震化できる「低コスト工法」の普及啓発に取り組んできたところであり、補助制度を活用して耐震改修工事を実施した住宅のうち、同工法を採用したものは直近で6割を超え、「低コスト工法」は浸透しつつあります。

(2) 市の役割（担当課）

市は、基礎的自治体として地域住民の生命と財産を保護する取り組みを含め、地域の実情に応じた施策に取り組みます。

①東かがわ市耐震改修促進計画の策定

- ◇市計画の策定（都市整備課）
- ◇市計画に基づく施策等の進捗状況の検証（都市整備課）
- ◇必要に応じた市計画の見直し、更新（都市整備課）
- ◇東かがわ市地域防災計画で定める避難路の指定と状況の把握（危機管理課）
- ◇東かがわ市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定とPDCAの実行（取り組み、進捗状況の把握や検証）（都市整備課）

②耐震診断、耐震改修

- ◇市有施設の耐震診断、耐震改修の実施
- ◇民間住宅の耐震診断・改修への補助（都市整備課）
- ◇集会所の耐震診断・改修への補助（危機管理課）
- ◇市有建築物の耐震診断、耐震改修の実施（施設を有する全課）
- ◇市有施設以外の公共施設及び民間建築物の耐震診断、耐震改修の促進（都市整備課）
- ◇緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・改修等への補助（都市整備課）
- ◇要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修等への補助（都市整備課）
- ◇要安全確認計画記載建築物の耐震診断・改修等への補助（都市整備課）
- ◇民間建築物の耐震診断、耐震改修の促進（都市整備課）
- ◇県が実施するコンクリートブロック塀の転倒防止対策、窓ガラス等の落下防止対策及び建築設備の耐震対策の指導への協力（都市整備課）
- ◇民間危険ブロック塀等除却への補助（都市整備課）
- ◇家具の転倒防止対策の促進（危機管理課）

③普及、啓発等

- ◇地震防災マップの作成・公表（危機管理課）
- ◇相談窓口の設置及び運営（危機管理課、都市整備課）
- ◇耐震化に関するパンフレット等の配布（危機管理課、都市整備課）
- ◇耐震化に関する情報の提供（危機管理課、都市整備課）
- ◇自治会組織や自主防災組織を活用しての耐震化の啓発（危機管理課）
- ◇家具の転倒防止対策の啓発（危機管理課、都市整備課）

④県及び建築関係団体との連携による普及啓発

- ◇県が実施する耐震診断、耐震改修に関する講習会等への協力（都市整備課）
- ◇大規模地震に備えるべきことに関する県、消防部局等の連携による幅広い媒体を活用した積極的な広報活動の実施（危機管理課）
- ◇火災予防や家具の転倒防止等の総合的な普及啓発（危機管理課、都市整備課）
- ◇地震防災マップの作成や地域防災の情報提供の充実（危機管理課）
- ◇自治会との連携及び相互協力（危機管理課）

- ◇各地域の実情に応じた耐震診断・耐震改修を担う人材育成（都市整備課）
- ◇自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、学校等地域に根ざした共同体との連携構築

（3）建築関係団体の役割

建築関係団体は、専門的知見や人材ネットワークなどを活用し、県や市と連携を図りながら、各種施策への協力を行います。

①耐震診断、耐震改修の促進

- ◇民間住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ◇県が実施するコンクリートブロック塀の転倒防止対策、窓ガラス等の落下防止対策及び建築設備の耐震対策指導への協力
- ◇家具の転倒防止対策の指導への協力

②普及、啓発等

- ◇相談窓口の設置及び運営
- ◇耐震化に関するパンフレット等の配布
- ◇耐震化に関する情報の提供
- ◇家具の転倒防止対策の啓発

③技術者の養成

- ◇耐震診断、耐震改修に関する講習会の開催など会員の技術力向上
- ◇耐震改修の工法開発

（4）建築物の所有者・管理者の役割

建築物の所有者等は、地震発生の危険性やその予測される程度などを、正しく知り、普段からどのように備えておけばよいのか、知っておくほか、所有建築物の耐震化に努めます。

①建築物の耐震診断、耐震改修

- ◇自ら所有、または管理する住宅・建築物の耐震診断の実施
- ◇耐震診断の結果に応じ、耐震改修、または建て替えの実施
- ◇自ら所有、または管理するコンクリートブロック塀の安全点検・安全対策の実施
- ◇自ら所有、または管理する住宅・建築物の窓ガラス等や屋根ふき材等の落下防止対策の実施
- ◇自ら所有、または管理する建築設備の耐震対策の実施
- ◇地震に備え、地震保険の加入や家具の転倒防止対策の実施

3 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組み方針

(1) 自ら所有、または管理する住宅等に対する支援の方針

市は、自ら所有または管理する住宅等の耐震化の事業に対し、次のような支援を行います。

- ① 耐震化事業に対する補助制度や融資制度の紹介及び活用への誘導
- ② 耐震化に関する情報の提供

(2) 重点的に耐震化すべき地域、地区

- ① 緊急輸送道路及び避難路の沿道地域

(3) 重点的に耐震化すべき建築物

- ① 住宅
- ② 災害時に応急対策指揮・実行・情報伝達施設となる庁舎
- ③ 災害時に避難者収容施設となる学校、体育館等
- ④ 災害時に救護施設となる病院
- ⑤ 災害時に要援護者施設となる社会福祉施設等
- ⑥ 災害時に一時居住施設となる公営住宅等
- ⑦ 緊急輸送道路の沿道建築物において、倒壊により道路を塞ぐ可能性のある建築物

(4) 地震発生時に通行を確保すべき道路

- ① 緊急輸送道路
- ② 避難路（東かがわ市地域防災計画に定める避難路）

4 耐震診断及び耐震改修の啓発並びに知識の普及

(1) 相談体制の整備・情報の提供

耐震診断及び耐震改修の啓発並びに知識の普及を図るため、耐震診断等相談窓口を設置し、耐震診断等の具体的な方法を紹介します。

(2) 耐震化に関するパンフレット等の配布

各種のチラシ、パンフレット等を窓口で常備し、配布するとともに耐震に関する重要な内容や最新の情報については、ホームページ、広報紙を通じて、市民に広く普及していくよう努めます。

(3) 地震防災マップの作成・公表

住宅・建築物の所有者等の意識啓発を図るため、地盤の揺れやすさと建物倒壊の危険度を認識できる「地震防災マップ」を作成し、ホームページに公表するとともに全世帯に配布することを目指します。

(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修工事を単独で行うことは、費用負担も大きいことからリフォームと併せて実施することが有効な手段となります。このため耐震改修と併せたリフォームについての知識の普及や啓発に努めます。

(5) 自治会組織、自主防災組織等との連携

地震対策の基本は「自らの命は自ら守る」、「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要です。市は、自治会組織や自主防災組織等に対し、耐震化の啓発のため必要な支援を行い、啓発等に努めます。

5 地震時の建築物の安全対策に関する事項

昭和56年6月に発生した宮城県沖地震では、コンクリートブロック塀の転倒や窓ガラスの破損により、多くの死傷者が出ました。また、平成13年3月に発生した芸予地震及び平成15年9月に発生した十勝沖地震では体育館の天井が落下し、負傷者が出る事態となりました。そのほか、平成17年3月の福岡県西方沖地震、同年8月の宮城県沖地震の被害の状況から、ブロック塀の安全対策、ガラスの破損や屋根ふき材・天井の落下防止対策等の必要性が改めて指摘されている状況です。このため、市においては、耐震対策の周知、啓発を行います。

(1) コンクリートブロック塀の転倒防止対策

ブロック塀等が倒壊した場合、避難路を塞ぎ、避難や救援活動の妨げになるとともに、下敷き等になり死傷する可能性があります。このためブロック塀等の倒壊の危険性と、危険な民間ブロック塀等を対象とした除却費の補助制度を市民に周知し、啓発を行います。

また、ブロック塀等の安全確保に関する事業の対象路線として、次に掲げる事項に該当する市内の路線を本計画で位置付ける避難路に指定します。

ア 香川県が定める「香川県耐震改修促進計画」で位置付けた避難や救援救護活動、緊急物資の輸送等の機能を確保する必要がある緊急輸送道路

イ 東かがわ市地域防災計画で位置付けた避難路

ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路、国道、香川県道、東かがわ市道、東かがわ市管理農道及び東かがわ市管理林道

エ 上記ア又はイに接続する幅員2m以上の道

オ 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令第4条に規定する通学路

カ その他市長が認める道

(2) 屋根ふき材等の落下防止対策

屋根ふき材等が落下した場合、避難や救援活動の妨げになるとともに、下敷き等になり死傷する可能性があります。このため、屋根ふき材等の落下の危険性を市民に周知し、啓発を行います。

(3) 天井の落下防止対策

体育館等の大規模空間を持つ建築物の天井が落下した場合、利用者が死傷する可能性があるとともに、その施設として機能できなくなる可能性があります。このため、所有者等に天井の施工状況等の点検を促します。

(4) 建築設備の耐震対策

大地震により、その建築物が崩壊や倒壊を免れたとしても、電気設備、給排水設備、空調設備等の建築設備が被害を受ければ、その建築物は機能しなくなります。特に、防災上重要な施設については、建築設備の耐震対策も重要です。このため、建築設備の耐震化の重要性について市民に周知し、啓発を行います。

(5) 家具の転倒防止対策

高さが高い家具については、地震時に転倒するおそれがあり、避難時の妨げになります。また、場合によっては死傷する可能性があります。このため、自治会組織や広報紙を通して、身近な住宅の耐震対策として家具の固定等の転倒防止対策を促進します。

(6) エレベーターの地震防災対策

平成21年9月施行の建築基準法施行令の改正により、新設エレベーターは、戸開走行保護装置の設置や地震時等管制運転装置の設置が義務化されました。また、既設エレベーターについても、改修が求められています。そのため、エレベーター内への閉じ込めによる災害を防止するために、建築物の所有者等に既設エレベーターの改修や地震対策、管制運転・安全装置等の整備や改良の必要性について啓発し、必要に応じて改善を働きかけます。

また、東日本大震災においてエレベーターの釣合いおもりやエスカレーターが落下する事案が複数確認され、平成26年4月に建築基準法施行令等の改正が施行されました。これに伴いエレベーター及びエスカレーターの脱却防止対策が明確に示されたことにより、既設エレベーター及びエスカレーターについても必要に応じて改善指導を働きかけます。

6 地震発生時に通行を確保すべき道路

県計画においては、地震発生時に通行を確保すべき道路として、「香川県地域防災計画に定める緊急輸送道路及び避難路」を、令和7年度までに沿道の住宅・建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めています。

本市においても、県計画同様、令和7年度までに沿道の住宅・建築物の耐震化を図ることが必要な道路として、市内の「香川県地域防災計画に定める緊急輸送路」(緊急輸送路)及び「東かがわ市地域防災計画に定める避難路」を指定します。

第4章 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策

目標の耐震化率を達成するためには、旧耐震基準によって建築された住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等を促進する必要があります。

このため市では、国の助成制度を活用し、県と連携して既存住宅や緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断及び耐震改修等に対する助成を実施します。また、引き続き、住宅・建築物の耐震改修等の相談に適切に対応できるよう技術者の養成を図ります。さらに県と連携して、住宅の耐震化や家具の転倒防止、備蓄、非常用持出品の準備など、防災意識の向上を図るための市民向け講習会を開催します。

その上で、住宅・建築物の耐震改修等の普及、啓発を図るためにパンフレットの作成・配布や戸別訪問、行政窓口での耐震相談などを実施します。

なお、住宅・建築物の耐震診断、耐震改修等に係る主な助成制度や税制度として、令和3年4月現在、下記のものがあります。

1 助成制度

(1) 助成制度の概要

市は、住宅・建築物に対して、国土交通省所管の住宅・建築物耐震改修等事業の補助制度を活用し、市の予算の範囲内で民間危険ブロック塀等除却及び、東かがわ市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づいた耐震診断・耐震改修等（改修工事、簡易改修工事、耐震シェルター・ベッドの設置）の助成を行います。

(2) 内容等

助成制度の内容については、別途下記の要綱を定めます。

- ・東かがわ市民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付要綱
- ・東かがわ市民間危険ブロック塀等除却支援事業費補助金交付要綱
- ・東かがわ市緊急輸送道路沿道建築物等耐震対策支援事業費補助金交付要綱

2 融資制度・税制度

(1) 融資制度

耐震改修に要する経費について、住宅の場合は独立行政法人住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）において融資制度があります。その活用が図られるよう周知に努めます。

(2) 税制度

耐震改修に係る利用可能な主な税制度としては、現在下記のものがあります。その活用が図られるよう制度の周知に努めます。

- ① 所得 税：一定の要件に合致する耐震改修について、要した費用の10%相当額（25万円を上限）を所得税から控除
- ② 固定資産税：一定の要件に合致する耐震改修について、一定期間、固定資産税額を2分の1に減額

※ 融資制度、税制度については、東かがわ市建築物耐震改修促進計画策定時のものであり、制度が変更になる場合があります。

第5章 市有施設の耐震化に関する事項

1 耐震化を図る建築物

市有施設について、地震などの大規模な災害が発生した場合に、災害応急活動の拠点となる防災対策上重要な次の施設を優先的に耐震化を推進します。

- ① 防災拠点施設：市役所、支所、消防団屯所、消防署
- ② 救護施設：保健センター
- ③ 避難収容施設：学校、公民館、その他主要施設

2 耐震化に努める建築物

(1) 特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第14条各号に規定する建築物）

特定既存耐震不適格建築物の所有者は、建築物の耐震改修促進法第14条に基づき当該建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該建築物について耐震改修を行うよう努めることとされています。本計画の第2章、2「耐震化の現状と目標」を念頭に置き、耐震改修促進法に基づき、積極的に耐震診断を実施し、耐震性の確保に努めるものとします。

(2) その他の市有施設

その他の市有建築物についても、その施設の使用状況等を勘案の上、必要に応じて耐震性の確保を図るものとします。

東かがわ市建築物耐震改修促進計画 資料編

1 関係法令

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（抜粋）

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項
その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修

の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
（市町村耐震改修促進計画）

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう

努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存

耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。) について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
 - 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
 - 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
 - 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）（抜粋）

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

- 一 診療所
- 二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設
- 三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する施設
- 四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業の用に供する施設
- 五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百四十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設
- 六 水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設
- 七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設
- 八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設
- 九 火葬場
- 十 汚物処理場

- 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項に規定するごみ処理施設
- 十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）
- 十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設
- 十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設
- 十五 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
- 十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
- 十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設
- 十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設
- 二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設
- 二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えたものを超える建築物とする。

- 一 十二メートル以下の場合 六メートル
- 二 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離
（多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館

- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 幼稚園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
- 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル
- 三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
- 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）
- 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
- 三 マッチ
- 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
- 五 圧縮ガス
- 六 液化ガス
- 七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあつては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 十トン

ロ 爆薬 五トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個

ニ 銃用雷管 五百万個

ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個

ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号火箭（せん）又は煙火 二トン

チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量

三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン

四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル

五 マッチ 三百マッチトン

六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル

七 圧縮ガス 二十万立方メートル

八 液化ガス 二千トン

九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン

十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン

3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 病院又は診療所

三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

四 集会場又は公会堂

- 五 展示場
 - 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 七 ホテル又は旅館
 - 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 九 博物館、美術館又は図書館
 - 十 遊技場
 - 十一 公衆浴場
 - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
 - 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
 - 十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
 - 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 十九 法第十四条第二号に掲げる建築物
- 2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル
 - 二 幼稚園、幼保連携型認定型こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
 - 三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル
 - 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル
- 3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

2 国土交通大臣による基本方針（建築物の耐震改修の促進に関する法律第4条に基づく）

○建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

（平成十八年一月二十五日）

（国土交通省告示第百八十四号）

改正 平成二五年一〇月二九日国土交通省告示第一〇五五号

同 二八年 三月二五日同 第 五二九号

同 三〇年一二月二一日同 第一三八一号

令和 三年一二月二一日同 第一五三七号

建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第百二十三号)第四条第一項の規定に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針を次のように策定したので、同条第三項の規定により告示する。

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。

このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震、平成二十年六月の岩手・宮城県内陸地震、平成二十八年四月の熊本地震、平成三十年九月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成二十三年三月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。さらに、平成三十年六月の大阪府北部を震源とする地震においては塀に被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつでも発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針(平成十七年九月中央防災会議決定)において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画(令和三年五月中央防災会議決定)において、十年後に死者数をおおむね八割、建築物の全壊棟数をおおむね五割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画(平成二十七年三月閣議決定)においては、十年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力で推進すべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、構造耐力上主要な部分に加え、非構造部材及び建築設備に係るより高い耐震性の確保に配慮しつつ、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。また、公共建築物について、法第二十二条第三項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第七条に規定する要安全確認計画記載建築物については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第八条第一項の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第九条(法附則第三条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成七年建設省令第二十八号。以下「規則」という。)第二十二条(規則附則第三条において準用する場合を含む。)の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物(法第七条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。以下同じ。)の所有者に対して、法第十二条第一項(法附則第三条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づく指導及び助言を実施すべきである。また、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物(別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項(以下「技術指針事項」という。))第一第一号又は第二号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。)については速やかに建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

ロ 指示対象建築物

法第十五条第二項に規定する特定既存耐震不適格建築物(以下「指示対象建築物」という。)については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第十四条に規定する特定既存耐震不適格建築物(指示対象建築物を除く。)については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第十五条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第十六条第一項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第二項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二条第二項の認定、法第二十五条第二項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第三十二条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター(以下「センター」という。)

が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、地方公共団体に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空室の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、地方公共団体は、耐震診断及び耐震改修に関する窓口を設置し、所有者等の個別の事情に応じた助言を行うよう努めるべきであるとともに、関係部局、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習(規則第五条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。)の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPO との連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、ブロック塀等の倒壊防止、屋根瓦、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止、エスカレーターの脱落防止、給湯設備の転倒防止、配管等の設備の落下防止等の対策を所有者等に促すとともに、自らが所有する建築物についてはこれらの対策の実施に努めるべきである。さらに、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第三条第二項の適用を受けているものについては、改修の実施及びその促進を図るべきである。

また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告(平成二十七年十二月)を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成三十年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約五千三百六十万戸のうち、約七百万戸（約十三パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約八十七パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成十五年の約千五百五十万戸から十五年間で約四百五十万戸減少し、そのうち耐震改修によるものは十五年間で約七十五万戸と推計されている。

また、耐震診断義務付け対象建築物のうち、要緊急安全確認大規模建築物については、令和三年四月一日時点で耐震診断結果が公表されている約一万千棟のうち、約千百棟（約十パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約九十パーセントである。なお、要安全確認計画記載建築物を含めた場合の耐震化率は、約七十三パーセントとなっている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画（令和三年三月閣議決定）における目標を踏まえ、令和十二年までに耐震性が不十分な住宅を、令和七年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、関係部局と連携しつつ、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、福祉部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられ、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百二十三号。以下「改正令」という。）

の施行に伴う改定を行っていない都道府県にあっては、改正令の趣旨を踏まえ、できるだけ速やかに改定すべきである。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、目標を定めることとする。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。

特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第五条第三項第一号及び第二号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、可能な限り用途ごとに目標を設定すべきである。このため、国土交通省は関係省庁と連携を図り、都道府県に対し、必要な助言及び情報提供を行うこととする。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、具体的な整備プログラム等を作成することが望ましい。

法第五条第三項第一号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第十号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第五条第四項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意すべきである。

法第五条第三項第二号又は第三号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第二号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなるおそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。以下同じ。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が都道府県耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成七年政令第四百二十九号)第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第五条第三項第二号の規定に基づき当該都道府県耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、規則第四条の二の規定により、地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

さらに、同項第四号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第二十八条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

加えて、同項第五号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社(以下「機構等」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、四を踏まえ、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会や学校等との連携策についても定めるべきである。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第十二条第三項(法附則第三条第三項において準用する場合を含む。)又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第六条第一項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、福祉部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられ、改正令の施行前に市町村耐震改修促進計画を策定しているが、改正令の施行に伴う改定を行っていない市町村は、改正令の趣旨を踏まえ、できるだけ速やかに改定すべきである。また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、目標を定めることを原則とする。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。

特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第六条第三項第一号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、可能な限り用途ごとに目標を設定すべきである。このため、国土交通省は関係省庁と連携を図り、市町村に対し、必要な助言及び情報提供を行うこととする。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、具体的な整備プログラム等を作成することが望ましい。

法第六条第三項第一号又は第二号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要

な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第一号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなるおそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が市町村耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第六条第三項第一号の規定に基づき当該市町村耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、四を踏まえ、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。

特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定めるべきである。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第十二条第三項(法附則第三条第三項において準用する場合を含む。)又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二条第二項の認定及び法第二十五条第二項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第二十二条第二項の認定制度の周知に当たっては、本制度の活用は任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意すべきである。

(平二五国交告一〇五五・平二八国交告五二九・平三〇国交告一三八一・一部改正)

附 則

1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第二十号)の施行の日(平成十八年一月二十六日)から施行する。

2 平成七年建設省告示第二千八十九号は、廃止する。

3 この告示の施行前に平成七年建設省告示第二千八十九号第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

附 則 (平成二五年一〇月二九日国土交通省告示第一〇五五号)

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十五年十一月二十五日)から施行する。

附 則 (平成二八年三月二五日国土交通省告示第五二九号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年一二月二一日国土交通省告示第一三八一号)

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日(平成三十一年一月一日)から施行する。

附 則 (令和三年一二月二一日国土交通省告示第一五三七号)

この告示は、公布の日から施行する。

3 香川県建築物耐震化推進プランの概要

(1) 基本的事項

耐震化については県民自らの問題、地域の課題であり、県は可能な範囲で建築物の耐震化の支援を行う。

(2) 計画の期間

令和7年度まで

(3) 耐震化率の目標

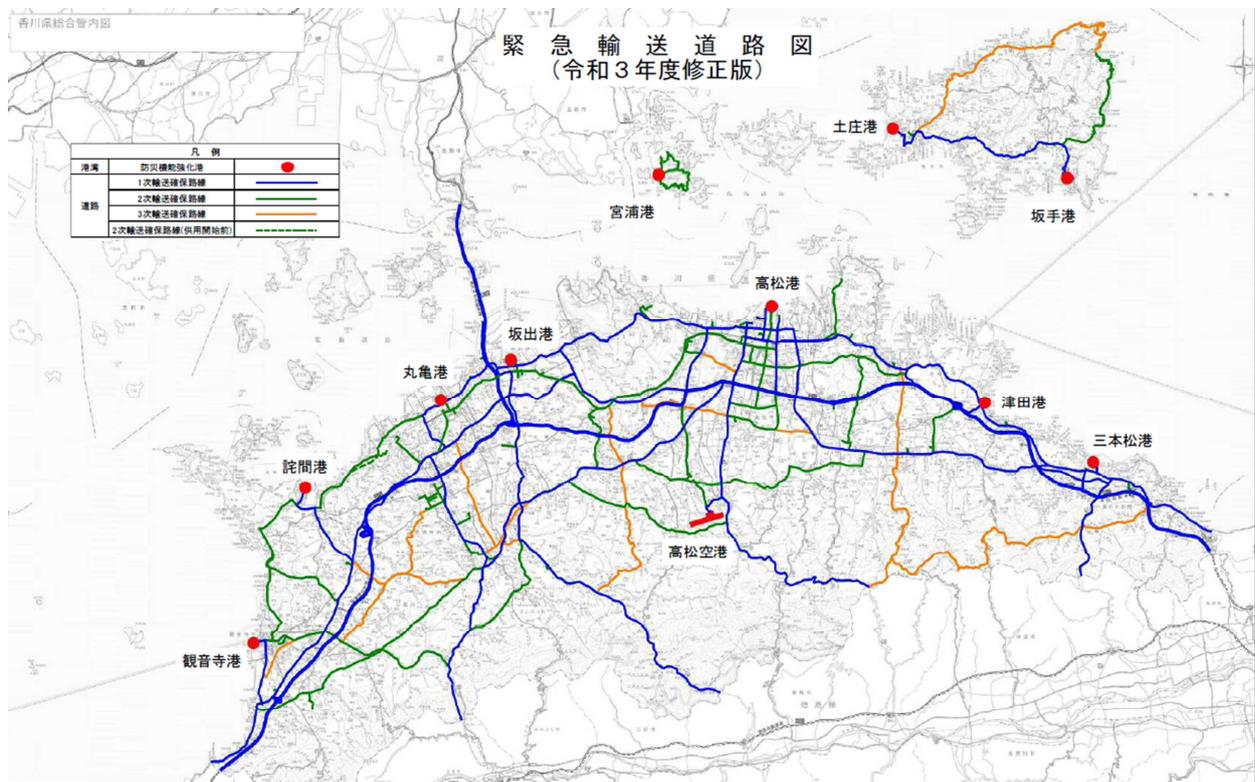
令和7年度時点の耐震化率の目標は、住宅は91%、多数の者が利用する建築物は97%とする。

(4) 計画の構成

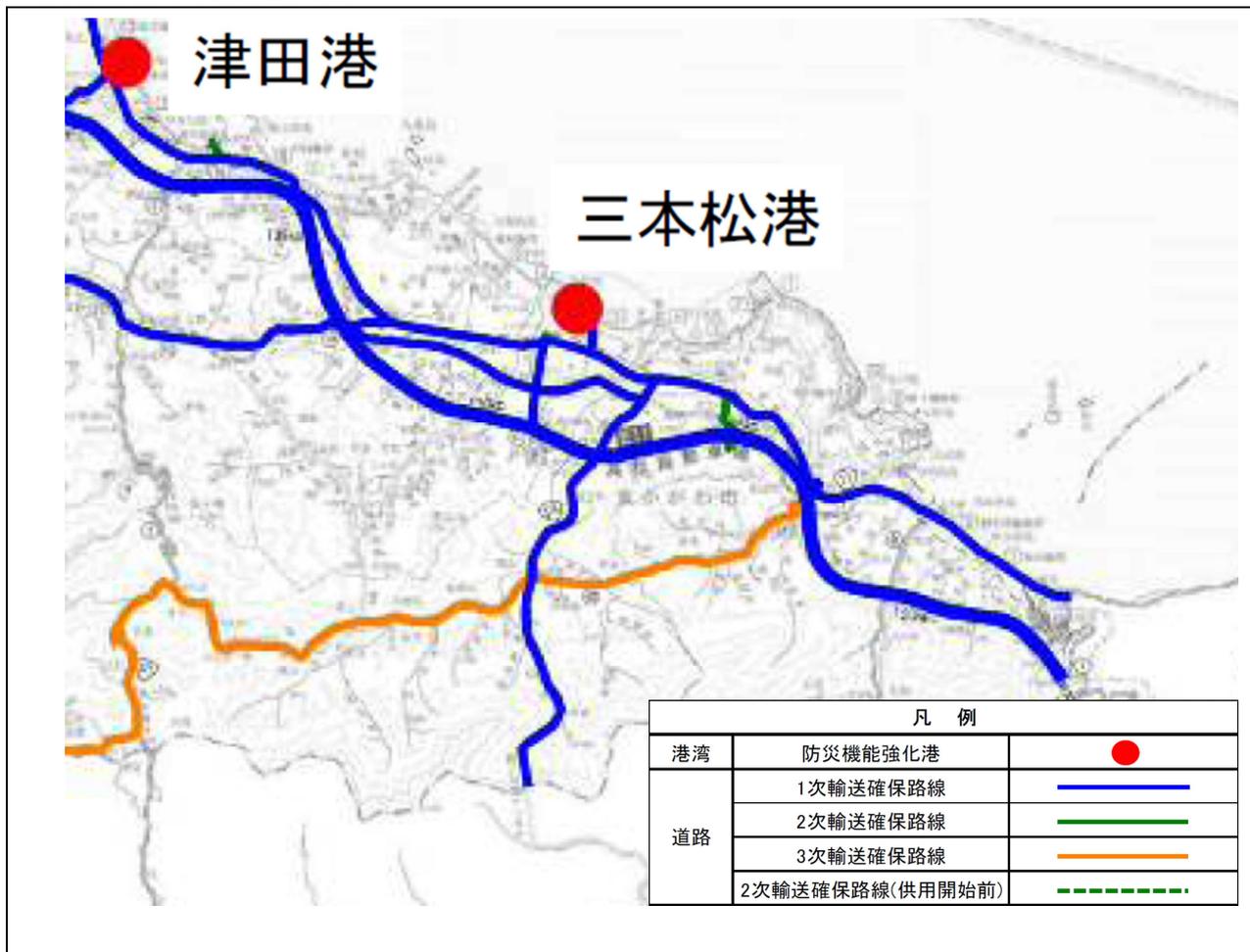
- ・基本的事項
- ・建築物の耐震診断、改修の促進を図るための施策に関する事項
- ・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及に関する事項
- ・耐震改修促進法による指示・公表及び建築基準法による勧告または命令等についての所管行政庁との連携に関する事項
- ・その他建築物の耐震診断、改修の促進に関し必要な事項
- ・県有施設の耐震化に関する事項

4 緊急輸送道路

- ・第1次輸送確保路線（広域的な輸送に必要な主要幹線道路）
- ・第2次輸送確保路線（市役所等の主要な防災拠点と接続する幹線道路）
- ・第3次輸送確保路線（第1次・第2次輸送確保路線を補完する道路）



・東かがわ市周辺拡大図



路線名

【第1次輸送確保路線】(区間)
四国横断自動車道(東かがわ市坂元～観音寺市豊浜町、坂出市(坂出JCT～坂出IC))
国道11号(東かがわ市坂元～高松市～観音寺市豊浜町、高松市上天神町～三木町)
国道318号(東かがわ市(全線))
県道高松長尾大内線(高松市春日町～東かがわ市町田)
県道白鳥引田線(東かがわ市引田)
県道大内白鳥インター線(東かがわ市三本松～川東)

※防災機能強化港(三本松港)から輸送確保路線への連絡経路は、第1次輸送確保路線と同等扱いとする。

【第2次輸送確保路線】
県道三本松停車場線(東かがわ市三本松)
市道中央公園伊座線(東かがわ市帰来)
市道田高田帰来線(東かがわ市帰来)

【第3次輸送確保路線】
国道377号(東かがわ市西山～三木町奥山)
県道白鳥引田線(東かがわ市西山～引田)

5 令和4年度東かがわ市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1 目標		
<p>社会資本整備総合交付金交付要綱附属編 第1章 イ-16-(12)①住宅・建築物耐震改修事業 2. 耐震改修促進計画等」を踏まえ、イ～ロの取組みを「令和4年度東かがわ市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に定め、住宅の耐震化を促進する。</p>		
2 位置付け		
<p>アクションプログラムは、市の耐震改修促進計画に位置付けるものとする。</p>		
3 取組内容・目標・実績		
計 画	令和4年度の取組内容	令和4年度支援目標
	<p>【イ：戸別訪問等の方法により住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の影響が収まるまでの間は対面式の戸別訪問は控え、耐震等診断に至っていない過去の相談者を中心に、電話等による直接的な働きかけを行う。 <p>【ロ：耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DM及び、連絡先が判明している場合は電話での周知等により、耐震関連イベントの案内を実施 <p>【ハ：改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と連携し、改修事業者向けの勉強会および技術講習会を年1回以上開催 <p>【ニ：耐震化の必要性に係る普及・啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌に耐震補助制度の記事を掲載 ・市民向けに耐震講座と建築士による個別相談会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断戸数 20戸 ・耐震改修戸数 10戸 <p>前年度までの実績</p> <p>令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断戸数 13戸（目標20戸） ・耐震改修戸数 10戸（目標9戸） <p>令和2年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断戸数 13戸 ・耐震改修戸数 3戸 <p>平成31年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断戸数 6戸 ・耐震改修戸数 8戸
自 己 評 価	前年度（令和3年度）の取組実績	前年度（令和3年度）の評価と課題
	<p>イ：例年実施していた戸別訪問については、コロナ禍の影響で実施していない。DMによる周知は合計で34名に実施し、さらにDMの送付先名簿に含まれていなかった住宅所有者9名にも電話による案内を実施した。</p> <p>ロ：対象となる住宅所有者の全員にDMを送付する等、目標通りの取組ができた。今年度の耐震改修の7割が前年度以前に耐震診断した住宅となり、特に効果が確認できた。</p>	<p>改修の補助実績がAP目標を達成し、過去最高の10件に達した。</p> <p>計画的誘導事業として実施した現場見学会では、参加者全員から耐震改修工事の様子を知りたかったというアンケート結果が得られた。しかし年度内に耐震化事業の実施まで繋ぐことができず、耐震診断の補助実績は目標に届かなかった。</p> <p>改善策</p>

	<p>ハ：本市主催の現場見学会と、香川県主催の参入セミナーにより達成した。さらに、さぬき市・香川県との共催で、事業者向けの参入セミナーを実施した。</p> <p>二：無料相談会２回、県民向け講座に加え、事業提案を行った現場見学会を実施し、無事に完了できた。</p>	<p>啓発の手段として現場見学会の手応えはあったが、感染症拡大の影響で参加見合わせもあった。狙った事業効果を出せるよう適切な感染症対策を検討しながら、次年度も現場見学会の実施を始めとした普及啓発を推進し、耐震診断数の増を目指す。</p>
--	--	--